令和８年１１月

射水市議会臨時会議案説明書

議案第５７号

富山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び富山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

（説　明）

富山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減じ、及び富山県市町村総合事務組合規約（昭和３７年１２月１日富山県指令地第１８２８号）を変更することに関し、関係地方公共団体と協議することについて、議会の議決を求めるもの（地方自治法第２９０条）。

１　変更内容

富山県市町村総合事務組合を組織する下山（にざやま）用水組合（昭和３０年県指令地第１５０号）が、今後専任職員の配置見込みがないことを理由に、令和９年３月３１日をもって富山県市町村総合事務組合を脱退することに伴い、富山県市町村総合事務組合規約において、組合を組織する地方公共団体の表及び市町村職員退職手当事務を共同処理する地方公共団体の表から下山用水組合を削るもの。

２　施行期日

令和９年４月１日

報告第１６号

専決処分の報告について

（説　明）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第２項の規定により議会に報告するもの。

和解及び損害賠償額の決定

専決処分番　　号	専決処分年月日	専決処分の内容
１３	令和８年１０月２０日	１　和解及び損害賠償の内容 責任割合　　市　１００パーセント 損害賠償額　市　１６，５００円 ２　和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住１名 ３　事由 救急出動中における物損事故 発生日　令和８年９月２４日 場　所　射水市赤井地内